東近江行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

昭和58年3月10日中部地域消防組合規則第2号

改正 平成3年3月1日 規則第2号 平成6年3月14日 規則第2号 平成10年3月31日 規則第1号 平成11年3月31日 規則第1号 平成17年9月27日 規則第12号 平成19年4月1日 規則第6号

平成22年10月1日 規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和47年中 部地域消防組合条例第20号。以下「条例」という。)第3条及び第5条の規定に基 づき、特殊勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(火災防御手当)

- 第2条 条例第2条第1号に規定する火災防御手当は、火災防御のため火災現場に出動し消防作業を行ったとき1件400円を支給する。ただし、当該火災の鎮火後火災の調査のため出動したときは除く。
- 2 前項の手当は、出動途上において指令に基づいて引揚げたとき又は、消防機械等 の故障あるいは交通事故等により現場に到着しなかったときは支給しない。

(救助出動手当)

- 第3条 条例第2条第2号に規定する救助出動手当は、救助現場へ出動し救助活動を 行ったとき1件200円を支給する。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による救助出動手当に準用する。

(救急出動手当)

- 第4条 条例第2条第3号に規定する救急出動手当は、救急業務を行ったとき1件200 円を支給する。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定による救急出動手当に準用する。

(高所危険手当)

第5条 削除

(平成17規則12・削除)

(火災原因調査手当)

第6条 条例第2条第4号に規定する火災原因調査手当は、火災現場において原因調

査に従事したとき1件200円を支給する。

(平22規則10・一部改正)

(外勤手当)

第7条 削除

(平成17規則12・削除)

(隔日勤務手当)

第8条 条例第2条第5号に規定する隔日勤務手当は、正規の勤務が2日にわたりその間24時間拘束される職員 月額3,000円

(平22規則10・一部改正)

(救急救命士手当)

第9条 条例第2条第6号に規定する救急救命士手当は、救急救命業務を行ったとき 1件1,000円を支給する。

> (平19規則6・一部改正) (平22規則10・一部改正)

付 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(平成3年3月1日規則第2号 抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年3月14日規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月31日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成17年9月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1から適用する。

付 則 (平成19年4月1日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年10月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。